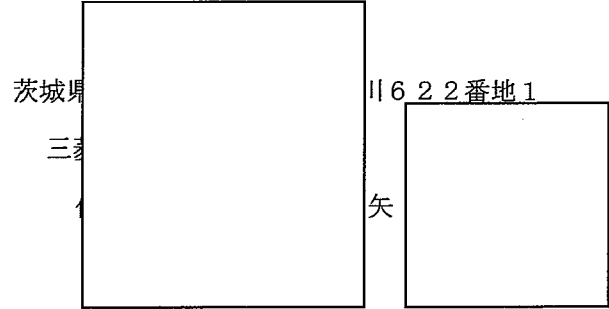


三原燃 第22-0208号
令和4年7月12日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に
関する設計
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和元年8月9日付け原規規発第1908096号をもって加工施設の変更に
関する設計及び工事の方法の認可を受けた申請書(令和3年8月17日付け三原燃
第21-0328号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0467号、令和
4年5月24日付け三原燃第22-0051号にて軽微な変更届出)について、別
紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

2. 変更に係る加工施設の概要

成形施設の建物・構築物及び設備・機器
被覆施設の設備・機器
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器
その他の加工施設の設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和元年8月9日

認可番号 原規規発第1908096号

4. 変更の内容

(1) 検査の項目及び方法の変更について、添付1に示すとおりとする。

5. 変更の理由

(1) 本変更の理由は、検査の項目及び方法を明確化するためである。

なお、上記(1)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

変更前(令和元年8月9日付 原規規発第1908096号にて認可)

1-2 検査の項目及び方法

1. 加工棟 成型工場

今回申請する加工棟 成型工場の範囲の検査項目を表1-1に示す。

加工棟 成型工場建物の非常用設備の検査の方法を表1-2に、改造部分の検査の方法を表1-3に、既設建物の検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 検査の項目

施設名称	設置場所	名称	変更の内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	
成形施設	屋外	加工棟	成型工場	-	①	○	○	○	○	-	○	
その他の加工施設	加工棟 成型工場 ペレット加工室、 燃料機溶接室、 粉末貯蔵室(1)、 粉末貯蔵室(2)、 ペレット貯蔵室、 作業室、 前室(1)、 前室(2)、 廃液処理室、 フィルタ室	加工棟 非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	-	○	-	○	○	○	
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備(3)	誘導灯	○	①	-	○	-	○	○	○	
			安全避難通路	-	①	-	○	-	-	-	-	-
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	-	-	○
			非常用設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備	放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○
			通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-	-	○
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	○
			非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	-	-	○
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備	消火設備	消火器	変更なし	○	①	-	○	-	-	-

(注1)：外観検査 ①機器の外観、②配管の確認

変更後

1-2 検査の項目及び方法

(添付図面に関する注記)

図面では、床又は壁への設備機器の取り付けに用いるボルトを「アンカーボルト」と称している。めねじ形アンカーの場合は、「アンカーボルト」と称するおねじが検査対象となる。

1. 加工棟 成型工場

今回申請する加工棟 成型工場の範囲の検査項目を表1-1に示す。

加工棟 成型工場建物の非常用設備の検査の方法を表1-2に、改造部分の検査の方法を表1-3に、既設建物の検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 検査の項目

施設名称	設置場所	名称	変更の内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	
成形施設	屋外	加工棟	成型工場	-	①	○	○	○	○	-	○	
その他の加工施設	加工棟 成型工場 ペレット加工室、 燃料機溶接室、 粉末貯蔵室(1)、 粉末貯蔵室(2)、 ペレット貯蔵室、 作業室、 前室(1)、 前室(2)、 廃液処理室、 フィルタ室	加工棟 非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	-	○	-	○	○	○	
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備(3)	誘導灯	○	①	-	○	-	-	-	○	
			安全避難通路	-	①	-	○	-	-	-	-	-
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	-	-	○
			非常用設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備	放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○
			通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-	-	○
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	○
			非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	-	-	○
		加工棟 非常用設備 緊急対策設備	消火設備	消火器	変更なし	○	①	-	○	-	-	-

(注1)：外観検査 ①機器の外観、②配管の確認

変更理由

検査の項目及び方法の記載を明確化するため。本変更は図面のアンカーボルトの記載と検査対象を明確に対応付けるためのものであり、検査結果に影響せず、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。